

営業・農業・不動産所得

収支内訳書が必要です。前年中に開業されたなどの理由により、収支内訳書・手引きをもっていない場合は、市民税係へご連絡ください。

配当所得 <株式や出資の配当など>

収入金額を「オ」に、所得金額を「⑤」に記入してください。
※上場株式等に係る配当は、総合課税、申告分離課税又は申告不要のいずれかを選択できます。

給与所得 <給与・賞金・俸給・賞与など>

収入金額を「カ」に、所得金額を「⑥」に記入してください。

支払を受ける者	広島県三原市港町三丁目5番1号	氏名	三原 市郎
種別	カ	支払金額	6,020,345 円
給与・賞与	6,020,345 円	給与所得控除後の金額	4,376,000 円
支払者	住所又は所在地 広島県三原市 氏名又は名称 〇〇株式会社	源泉徴収税額	64,500 円

給与を受け取った勤務先が1カ所のみで、年末調整をされた場合は源泉徴収票に記載されている金額を「カ」に記入し、収入金額の合計を「⑥」に記入してください。

※勤務先が2カ所以上あった場合は、収入金額の合計を「カ」に記入し、収入金額の合計を下表に当てはめ給与所得を計算し、「⑥」に記入してください。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで	
550,999円まで	0円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した額
551,000円	1,618,999円	
1,619,000円	1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円	1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額:A)
1,800,000円	3,599,999円	A × 2.4 + 100,000円
3,600,000円	6,599,999円	A × 2.8 - 80,000円
6,600,000円	8,499,999円	A × 3.2 - 440,000円
8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円

雑所得(公的年金等) <厚生年金・国民年金など>

収入金額の合計を「キ」に、収入金額の合計を下表に当てはめ年金所得を計算し、「⑦」に記入してください。

※ 遺族年金・障害年金等は非課税所得です。右の「非課税所得」をご覧ください。

受給者の年齢	公的年金等の収入	公的年金等の雑所得の金額
65歳以上の人 (S34. 1. 1以前)	3,300,000円まで	-110 万
	3,300,000円から4,100,000円まで	× 75 % - 27 万 5 千
	4,100,000円から7,700,000円まで	× 85 % - 68 万 5 千
	7,700,000円から10,000,000円まで	× 95 % - 145 万 5 千
	10,000,000円から	-195 万 5 千
65歳未満の人 (S34. 1. 2以後)	1,300,000円まで	-60 万
	1,300,000円から4,100,000円まで	× 75 % - 27 万 5 千
	4,100,000円から7,700,000円まで	× 85 % - 68 万 5 千
	7,700,000円から10,000,000円まで	× 95 % - 145 万 5 千
	10,000,000円から	-195 万 5 千

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、市民税係までお問い合わせください。

収入・所得の記入例【表面】

申告書及びこの手引きにおける前年中とは、令和5年中のことを指します。

現住所、フリガナ、氏名、生年月日、電話番号、個人番号をもれなく記入してください。

令和 6 年度 市民税・県民税・国民健康保険税 申告書

フリガナ	ミハラ イチロウ	生年月日	大(昭)平・令 35 年 1 月 1 日
氏名	三原 市郎	職業	
住所	三原市港町三丁目5番1号	電話番号	0848-67-6031
個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13	社会保険料控除	源泉徴収票のとおり	498,260 円
		国民年金	198,090 円
		合計	696,350 円
15	生命保険料控除	新生命保険料の計	58,000 円
		新個人年金保険料の計	120,000 円
		介護医療保険料の計	90,000 円
16	地震保険料控除	地震保険料の計	8,000 円
		旧長期損害保険料の計	97,000 円
17~19	障害者控除	障害の程度	身体 1 級
20	障害者控除	障害の程度	身体 1 級
21~22	配偶者控除	配偶者の合計所得金額	120,000 円
23	扶養控除	扶養親族	3 人
24	基礎控除		430,000 円
25	雑損控除	雑損金額	0 円
26	医療費控除	支払った医療費	250,000 円

事業	営業等	ア	0 円
	農業	イ	550,000 円
	不動産	ウ	120,000 円
	利子	エ	0 円
	配当	オ	6,020,345 円
雑	公的年金等	キ	720,000 円
	業務	ク	0 円
	その他	ケ	180,000 円
	短期	コ	0 円
	長期	カ	200,000 円
総合譲渡	一時	シ	100,000 円
事業	営業等	①	-800,000 円
	農業	②	0 円
	不動産	③	100,000 円
	利子	④	0 円
	配当	⑤	0 円
	給与	⑥	4,276,000 円
	公的年金等	⑦	120,000 円
雑	業務	⑧	0 円
	その他	⑨	60,000 円
	合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	180,000 円
	総合譲渡・一時	⑪	100,000 円
	合計	⑫	4,576,000 円

17	扶養親族	氏名	三原 市太郎	生年月日	大(昭)平・令 15・3・30	続柄	父
18	扶養親族	氏名	三原 市次郎	生年月日	大(昭)平・令 60・4・4	続柄	子
19	扶養親族	氏名		生年月日		続柄	

26	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	雑損金額	保険金などで補てんされる金額	雑損控除の金額
27	医療費控除	支払った医療費	250,000 円	保険金などで補てんされる金額	0 円	医療費控除の金額	250,000 円

※別居の扶養親族等がいる場合には、裏面の13に氏名、個人番号及び住所を記入してください。
※分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

4	社会保険料控除	13	696,350 円
	小規模企業共済等掛金控除	14	0 円
	生命保険料控除	15	700,000 円
	地震保険料控除	16	14,000 円
所得から差し引かれる金額	寡婦・ひとり親控除	17~19	0 円
	障害者控除	20	530,000 円
	配偶者(特別)控除	21~22	330,000 円
	扶養控除	23	710,000 円
	基礎控除	24	430,000 円
	⑬から⑳までの計	⑲	2,780,350 円
雑損控除		26	0 円
医療費控除		27	150,000 円
合計		⑳	2,930,350 円

5 所得のなかった人はこの欄に記入してください。

扶養された	扶養してくれた人の氏名	続柄	孫
非課税所得のみ	遺族年金 □ 障害年金 □ 雇用保険 □ 扶助料 □ 児童扶養手当 □ その他()	年額	
仕送りを受けた	仕送りしてくれた人の氏名	続柄	

所得から差し引かれる金額(控除欄)については裏面をご覧ください。

雑所得(その他) <個人年金など>

収入金額を「ケ」に、収入金額から必要経費を引いた金額を「⑨」に記入してください。

【年金額等】支払内容お知らせ	
内訳	支払金額
	年金額
	(未払年金額)
	契約者配当金額
差引額	源泉徴収税額(※)
	(復興特別所得税額)
■既払込内容	
	必要経費
	〇〇生命保険

※個人年金の必要経費は、保険料の掛金です。
※裏面「9」に内訳を記入してください。

●保険会社等の個人年金について、契約者と受取人が同じ人で、受取額から必要経費を引いた額がプラスの場合は申告が必要です。保険料や病院にかかるなどの自己負担割合等に影響する場合があります。確定申告が必要ない場合でも、市民税・県民税の申告が必要となりますのでご注意ください。

一時所得 <保険の満期・解約等による払戻金など>

以下の計算式により計算し、「シ」及び「⑪」に記入してください。
(収入金額) - (収入を得るために支出した金額) - [特別控除(最高50万円)] = 《一時所得「シ」》
《一時所得「シ」》 × 1/2 = 総所得金額に算入する金額「⑪」(端数切捨て)
※裏面「10」に内訳を記入してください。
※総合譲渡所得と一時所得の両方がある場合は、「⑪」にその合計額を記入してください。

所得金額調整控除 <給与所得と公的年金所得の両方を有する場合の所得金額調整控除>

給与所得と年金所得の両方に金額があり、その合計額が10万円を超える場合は、給与所得は次の控除額を差し引いて「⑥」に記入してください。
(給与所得と10万円との少ない金額) + (公的年金所得と10万円との少ない金額) - 10万円 = 控除額
※ 給与収入が850万円を超える場合の<子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除>については、市民税係までお問い合わせください。

● 収入のなかった人、非課税所得のみの人

非課税所得 <遺族・障害年金、雇用保険、扶助料など>

遺族年金・障害年金などは非課税所得となるため、所得の計算には含めません。申告書表面右下の「5 所得のなかった人はこの欄に記入してください」の「その他」の欄に、以下の記入例のように内訳と金額を記入してください。
※なるべく郵送での申告をお願いします。

申告書の書き方(例)

生活状況を記入してください	父の〇〇の扶養 預貯金で生活 遺族年金〇〇円受給
非課税所得がある場合は「その内訳」を、前年中収入がなかった場合は「どのように生計を立てていたか」を記入してください。	

※分離短期・長期譲渡所得、総合譲渡所得、利子所得、配当所得、株式譲渡所得、先物取引所得、山林所得、退職所得のある人は、市民税係までお問い合わせください。

